

(別添2)

国地契第 61 号
国官技第 241 号
国营管第 487 号
国营計第 90 号
国港総第 377 号
国港技第 95 号
国空予管第 500 号
国空安保第 647 号
国空交企第 553 号
国北予第 28 号
平成27年1月30日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国土交通省

大臣官房 地方 課 長
大臣官房 技術調査 課 長
大臣官房官庁営繕部 管理 課 長
大臣官房官庁営繕部 計画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局安全部 空港安全・保安対策 課 長
航空局交通管制部 交通管制企画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

(公 印 省 略)

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成 27 年 1 月 30 日付け国土建労第 103 号、国港技第 90 号)により「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定され、平成 26 年 2 月から適用した公共工事設計労務単価(「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国土建労第 107 号、国港技第 94 号)において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。)に比して全職種単純平均で 4.2 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号)別冊工事請負契約書第 55 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号)別冊工事請負契約書第 55 条、「工事請負標準契約書の制定について」(平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号)別冊工事請負契約書第 57 条又は「工事標準請負契約書について」(平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号)別冊工事請負契約書第 56 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- (2) 平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号) 1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。